



平成25年
(2013年)

8/1

あんど



議会フロア：4階



議会中継モニター
(1階ロビー内)

『小さくてもキラリ光る 交流のまち あんど』

第4次安堵町総合計画の4つの基本施策 平成24年度～33年度

1. **いきがい** ～個性輝く人が育ち、活躍するまちを創る～
2. **やさしさ** ～健やかで笑顔のあるまちを創る～
3. **心地よさ** ～美しく住みやすさのあるまちを創る～
4. **力強さ** ～活力と夢を育むまちを創る～

平成25年第1回安堵町議会臨時会・第2回定例会 第2号 目次

議会の新構成決まる	2
第1回臨時会 審議案件（町長提案：報告・議案）	3
第2回定例会 審議案件（町長提案：報告・議案）	4
一般質問（6名の議員が登壇）	5

議会の新構成決まる

(6月5日現在)

議長



山岡 敏
議長番号8番

○総務産業建設常任委員会 委員

議長就任の挨拶

この度、5月9日の臨時会におきまして議員各位のご推挙により議長に就任いたしました。まことに身に余る光栄に存じますとともに改めてその責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いです。議長として誠心誠意努めてまいる所存であります。

「議会は、市民の皆様方の声を反映させる場である。」という意識を常に持ち、これからも『議会だより』の発行をはじめ、開かれた議会を目指して最善を尽くしてまいります。

市民の皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。議長就任のご挨拶とさせていただきます。

副議長



福井 保夫
議長番号10番

○文教厚生常任委員会 委員
○議会だより編集委員会 委員

議員



森田 瞳
議長番号1番

○総務産業建設常任委員会 委員
○議会運営委員会 委員長

議員



浅野 勉
議長番号2番

○文教厚生常任委員会 委員
○議会運営委員会 副委員長
○議会だより編集委員会 委員長

議員



植田 英和
議長番号3番

○総務産業建設常任委員会 委員長
○議会運営委員会 委員

議員



中本 幸一
議長番号4番

○総務産業建設常任委員会 副委員長
○議会運営委員会 委員

議員



島田 正芳
議長番号5番

○文教厚生常任委員会 委員
○議会運営委員会 委員
○議会だより編集委員会 副委員長

議員



松田 和代
議長番号6番

○文教厚生常任委員会 副委員長
○監査委員(議会選出)
○議会だより編集委員会 委員

議員



松本 正弘
議長番号7番

○総務産業建設常任委員会 委員

議員



田中 幹男
議長番号9番

○文教厚生常任委員会 委員長
○議会運営委員会 委員

各委員会の職務分掌

○総務産業建設常任委員会

行政一般、税財政一般、農林業、商工業、都市計画、公害、その他産業経済、道路、河川、住宅、消防、上下水道事業、その他建設一般及び他の委員会に属さない事務。

○文教厚生常任委員会

教育、文化、社会福祉、労働、保健衛生、その他文教厚生一般に属する事務。

○議会運営委員会

議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等の事務。

平成25年 第1回 安堵町議会臨時会

5月9日(木)に第1回臨時会を開催しました。

提出された条例の一部改正案、補正予算案など5件が上程され、いずれも原案どおり承認、可決しました。

また同日、役員改選を行い、議長に山岡敏氏、副議長に福井保夫氏を選出しました。

続いて常任委員会委員、議会運営委員会委員をそれぞれ選任しました。

審議案件

《町長提案》

専決処分(補正予算)

○専決処分の承認を求めることについて(平成24年度安堵町一般会計補正予算(補正第10号)について) **【満場一致 承認】**

介護保険特別会計において、給付費が利用者数の増により、多額の不足が生じた。このことに伴い、町負担分にも不足が生じ、一般会計からの繰出金を増額する補正。

補正額 448万6千円追加
歳入歳出総額 32億9,577万5千円

主な補正内容
・民生費 448万6千円増
専決日：平成25年3月29日

○専決処分の承認を求めることについて(平成24年度安堵町介護

保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第3号)について) **【満場一致 承認】**

要支援、要介護者のサービス利用が増加し、各種保険給付費に不足が生じたための補正。

補正額 3,450万6千円追加
歳入歳出総額 6億578万6千円

主な補正内容
・保険給付費 3,591万円増
・公債費 140万5千円減
・基金積立金 1,000円増
専決日：平成25年3月29日

専決処分(条例改正)

○専決処分の承認を求めることについて(安堵町税条例の一部を改正する条例について) **【満場一致 承認】**

地方税法の一部改正に伴う改正。

①独立行政法人森林総合研究所が行う特例措置の廃止。

②住宅耐震改修に係る減額措置が2年度分に拡充及び工事費要件が50万円超に変更されたことに伴い、経過措置として、申告書に当該改修契約書を証する書類を添付することを追加。

③法改正に伴う引用項番号の整備。

専決日：平成25年3月31日
施行日：平成25年4月1日

条例改正

○安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について **【満場一致 可決】**

地方税法の一部改正に伴う改正。

①国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する世帯の国民健康保険税は、移行後5年目以降の3年間も世帯別平等割額を4分の1軽減する。

②国民健康保険税の軽減措置に係る基準額等。

③引用先のない条文の補正。
施行日：公布の日
適用日：平成25年4月1日

○安堵町体育施設の一部を改正する条例について **【満場一致 可決】**

老朽化した安堵町民テニスコートを廃止するための改正。
施行日：公布の日

※安堵中学校給食施設建設予定地

.....

平成25年 第2回安堵町議会定例会

平成25年第2回定例会を6月5日から14日までの10日間で開催しました。

初日に提出された人事案件、条例の一部改正案、補正予算案など9件が審議され、いずれも原案どおり承認・適任、可決しました。

最終日には6人の議員が一般質問しました。続いて、奈良県消防広域化関連の3議案が追加上程され、いずれも原案どおり可決しました。

また、総務産業建設常任委員会委員長・副委員長の異動の報告がありました。

審議案件

《町長提案》

報告

○平成24年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

・翌年度繰越額

8,544万4千円

〔財源内訳〕

・国庫支出金 4,557万6千円

・県支支出金 66万円

・町債 3,550万円

・一般財源 370万8千円

〔事業名〕

震災対策農業水利施設整備事業
社会資本整備総合交付金事業
下水道事業特別会計繰出金
中学校給食施設整備事業

○平成24年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

・翌年度繰越額 66万7千円

〔財源内訳〕

・町債 60万円

・一般財源 6万7千円

〔事業名〕

流域下水道事業

専決処分（補正予算）

○専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）

・補正額 3,769万9千円追加

・歳入歳出総額

9億4,869万9千円

・前年度繰上充用金

9億4,869万9千円

3,769万9千円増

専決日：平成25年5月30日

○専決処分の承認を求めることについて（平成25年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）

・補正額 2,293万8千円追加

・歳入歳出総額

2,546万3千円

・前年度繰上充用金

2,293万8千円

専決日：平成25年5月30日

人事案件

○人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

〔満場一致 適任〕

平成25年9月30日で任期満了となる桑原眞代氏（西安堵）を引き続き推薦することについて

適任としました。

条例改正

○安堵町税条例の一部を改正する条例について〔満場一致 可決〕

地方税法の一部改正に伴う改正。

①寄附金税額控除について、町民税に対するふるさと寄附金に係る

る特例控除額の見直し。

②地方税に係る延滞金等の利率の引き下げ。

③個人町民税における住宅借入金等特別税額控除の延長及び拡充。

④東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地を譲渡した場合における長期譲渡所得の課税の特例等の適用対象者の拡大。

⑤引用する地方税法の条番号及び条文の整備。

施行日：平成26年1月1日

補正予算

○平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について

・補正額 479万3千円追加

・歳入歳出総額

30億179万3千円

・主な補正内容

土木費 240万円減

消防費 719万3千円増

○平成25年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について

・補正額 0円（財源更正）

・歳入歳出総額

2億6,130万円

○平成25年度安堵町水道事業会計補正予算(補正第1号)について
 【満場一致 可決】

・補正額 231万円追加
 ・収益的収入及び支出
 水道事業費用

・主な補正内容
 1億6,841万円
 水道事業費用 231万円増

その他

○奈良県広域消防組合設立に関する協議について

【賛成者多数 可決】
 県内37市町村の消防事務を共同処理する奈良県広域消防組合を設立することについて、構成市町村と協議のうえ定めるもの。

○奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について

【賛成者多数 可決】
 奈良県広域消防組合設立に伴い、安堵町を含む7町で構成する西和消防組合を解散することについて、構成町と協議のうえ定めるもの。

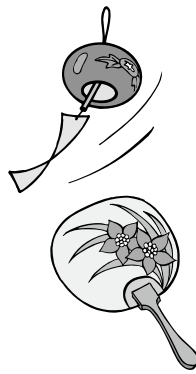
○西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

【賛成者多数 可決】
 西和消防組合の解散に伴う財産処分について、構成町である7町と協議のうえ定めるもの。

議長報告

○総務産業建設常任委員会

委員長 植田英和
 副委員長 中本幸一



一般質問要旨

(順不同)



福井保夫議員

『自治会管理防犯灯のLED化について』

斑鳩町で自治会管理防犯灯の

LED灯への切替えを、原則全額補助する制度が新設されますが、安堵町ではどうですか。

【答】総務課長 LED防犯灯は、節電・省工事に効果的であると認識しています。

安堵町では、防犯灯の新設について、従前から自治会内の設置は各自治会でお願ひし、道路管理上必要な箇所については、防犯防災推進協議会、自治会を通じ、要望書によりLED防犯灯の設置を実施しています。

自治会内の既設防犯灯の全面切替えについては、多額の経費が見込まれ、また現在活用している既設の蛍光灯防犯灯も廃棄することになることから、現時点では、防犯灯のLED化は自治会にお任せしています。

町が進める道路街灯については、近年来、LEDに切替えています。LEDの照明分野は、現在も日々成長を続けており、価格、照明としての特徴や、特性についてもその動向に十分注視しつつ、関係各課と協議の上、効果的な導入について検討していきたいと考えています。

【問】現在、自治会外の電気代を支払っている箇所を町負担でお願いしたい。

【答】総務課長 今後、道路街灯などの運用について再度、検討の上、要綱等を整備していきたいと考えています。

その他の質問

『新婚・転入世帯等家賃補助金交付事業について』

『警察に相談すべき犯罪行為にあたるいじめ事案について』



松田和代議員

『成年後見制度の利用について』

【問】判断力の衰えた高齢者や認知症の方々を狙った詐欺事件や悪質商法による被害が報道されています。介護保険法により被害者の権利擁護のための必要な援助を行う事業は市町村の事業とされました。住民は日常生活に

において様々な契約行為があり、高齢者・認知症の方々を支えるためには、成年後見制度の利用について積極的に協力しなければならぬと考えます。

本町でこの制度を利用されている方はおられますか。

答 民生部門理事 現在成年後見制度の後見登記は5件です。

問 必要な方々に必要な援助が行われるような対策をお考えかお伺いします。

答 民生部門理事 地域包括支援センターでは日頃から地域の状況把握に努めているところです。相談者には現状により権利擁護が必要かを見極め、ご家族を含めて成年後見制度の概要、利用手続きについて説明し、またご利用までに至らない場合は、日常生活自立支援事業に繋げるなどの支援を行っています。

その他の質問

『家賃補助について』

.....



田中幹男議員

『安堵町の防災対策について』

問 2011年の地震の見直しの結果、奈良県でも多くの被害が予想され、再度災害計画が必要かと思えます。まず、災害弱者対策についてお聞きしたい。

答 総務課長 70歳以上の方を対象とした災害時要支援者リストを整備、また高齢者宅へ救急医療情報キット（※1）を配布しています。災害時にはこれらを活用し、自治会を始めとする関係機関との連携により、官民一体となって対応していきたい。

問 先日、三郷町の健康課でお話を伺う機会がありました。

対象者を65歳以上の単身世帯の方、75歳以上の夫婦世帯の方、それから65歳以上の要介護4、5の高齢者の方を地図上に

色分けし、電話番号も一目でわかるようになっていました。また、同意書も取られています。安堵町の実情はいかがですか。

答 民生部門理事 現在、高齢者見守り支援を必要とする台帳を、住宅地図に表せるよう作成中です。

答 総務理事 民生児童委員さんが集めて頂いている情報の中には、65歳以上で家族はいるが、昼間独居老人になられる方や、どういう薬を飲み、緊急時はどこに行くのか等個人情報所持しています。今後、同意を取るなど可能な範囲で情報を提供し、自治会長さんや消防団員とか、地域の方も協力していただき、弱者救済に努めていきたい。

議員 実際に助けた人は近所の人です。職員さんだけの努力では限界があるのかなと思います。自治会の役員さんまで情報を届けることが、私は必要だと思えます。

その他の質問

『子宮頸がん予防ワクチンの副反応

について』

『太陽光発電助成について』

（※1）
救急医療情報キットについて
お問い合わせ

福祉保健センター内
健康福祉課 ☎57・1590
安堵町社会福祉協議会
☎57・2523

.....



中本幸一議員

『文化財維持及び保存について』

問 中家住宅は町には欠かせない大切な文化財です。建造物はもちろん、周濠や竹林などの維持には管理の要素が多く、さらに国・県へも働きかけてほしいと考えています。

地元としても、地域の人々の協力を得ながら支援しているところですが、高齢化によってそれが難しくなることが予想されます。

町としてはどのような支援をお考えですか。お聞きいたします。

答 教育長 中家住宅は昭和43年

から53年にかけて国の重要文化財指定を受けた建造物であります。安堵町にとつても貴重な文化財であることは言うまでもありません。私もはその認識のもと取り組んでいくべき文化遺産と考えています。

現在、安堵町文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、中家住宅の維持管理に係る経費の一部を補助しています。また現在、中家住宅の竹木等の整備は住民の方々によるボランティア活動が主体となっていることも認識しており、本町としても非常に有り難く存じています。基本的には、本来支援の主体となるべき国・県におきましても、残念ながら十分なことまでできていないのが実状であります。

今後国・県への働きかけも進め、かつ、安堵町文化財保護審議会の意見等も踏まえながら、本町においても、ボランティア活動やその仕組みづくりを努め、より充実した支援に繋げていきたいと考えています

その他の質問

『中家住宅かまど剥離について』

.....



浅野 勉議員

『安堵町立安堵中学校の学校給食施設の整備について』

問 現在、安堵中学校の学校給食設備について、設計料及び建設費用が予算化をされました。

学校給食施設建設に向けての計画、及び進捗状況についてお伺いします。

答 教育長 現在、基本設計書に

基づき実施計画書を仕上げるため、第1回の給食施設整備検討委員会を6月上旬に開催をしました。

検討委員会のメンバーは、学識経験者、安堵中学校代表者、安堵小学校栄養教諭、小中学校の保護者代表、副町長、議会代表の8名で構成をさせていただきました

.....

第1回目の会議では、参加されたそれぞれの立場から、基本設計図をもとに、具体的な質問や提案がありました。その内容は、衛生面から、あるいは調理員の作業動線や生徒の給食運搬経路という視点から、さらには食育の関わることまで活発に意見交換が行われました。

今後は第2回目の給食施設整備計画検討委員会を6月下旬、3回目を7月中に行い、出された意見を集約し、給食室の実設計書をまとめ上げたいと考えています。

以後の計画は、実施設計書及び設計額等が確定次第、財政措置及び、必要な手続きを経て、給食施設の建設に取りかかる計画です。

議員 中学校の学校給食施設建設

に向けて、具体的な計画が進められていることがわかりました。

安堵中学校の公教育の向上を目指す学校給食施設の早期の建設に向けて、さらなるご尽力をいただけることをお願い申し上げます。私の質問を終わります。

その他の質問

『全国学力・学習状況調査について』

.....



島田正芳議員

『街区基準点の設置計画について』

問 街区基準点の設置計画はあるのでしょうか。実施されると今後、官民のすべての事業に反映され、そのデータが共有でき、今後の登記事業及び公共事業等に利用できると思います。今後の予定を聞かせてください。

い。

答 産業建設課長 街区基準点

は、国土交通省が地籍調査を推進するためのデータの整備を目的に、平成16年度より平成18年度まで「都市再生街区基本調査」として、全国の人口集中地区で実施されました。

安堵町には人口集中地区はございませんので設置されていません。

街区基準点は国土調査において必ず必要であります。

現在、地籍調査につきましては、費用や人員のこともあり検討課題となっております。

今後、公共基準点設置は必要であると考えており、国及び県の事業において設置を要望していきたいと考えています。

議員 基準点が設置、整備されることにより、特に、個人の財産を守る(登記業務)に有効かつ、確実に反映されることになると思います。

現在、安堵町周辺の大和川、富雄川堤防上に、一級から三級の基準点があり、それらを活用しつつ、安堵町内の基準点の設置、整備を押し進めてください。

以上、6名の議員が一般質問をし、町の担当者から詳細な答弁がありました。

編集後記

一語一恵

『あじさい』

すいせん
水煙に

あじさいうる
紫陽花潤む 七変化

今月のテーマは、『紫陽花』

この原稿がお手元に届く頃には、梅雨明けも過ぎ、真夏の陽光が照り輝いているかもしれません。

ある女子高校生の『紫陽花が、笑っている』という手記を紹介し、さから問題を起したこともありましたが、この季節になると、施設の中庭にある花壇の中で、小さな花が集まって、一つの大きな花として咲いている紫陽花に心をなぐさめられました。」と書いています。

『あじさい』とは、『アツ』(集まること)と、『サイ』(真藍・ア

い)。つまり、集まって咲いている藍色の花の意味です。

紫陽花は別名「手鞠花」。多くの人の心の糸(絆・きずな)を大切にしながら、社会連帯という大きな手鞠作りに参加しませんか。

『小さくても キラリ光る

交流のまち あんど』
多種・多様の現代社会の中で一人一人の住民の方々が、日々笑顔で暮らすことができますように議員一同頑張っています。



〔写真提供：町歴史民俗資料館〕

〔勉〕

◆会期予定◆

第3回

安堵町議会定例会

初日

平成25年9月4日(水)

午前10時

場所：役場4階 議場

※会期は、概ね10日間程度です。

※なお、議会定例会は、3月、6月、9月、12月に開かれます。

お問い合わせ

議会事務局

☎57-1511

(内線502)



議会だより編集委員会